

「水産資源保護法の運用について」（平成 8 年 7 月 20 日付け 8 水研第 7 4 6 号水産庁長官通知）新旧対照表

新	旧
記 (削る。) <u>第 1 検査証明書に関する事項</u> 法第 1 3 条の 2 第 2 項の輸入許可申請の際に、申請書に添付することを義務付けられた輸出国の政府機関が発行する検査証明書は、以下の基準を満たしていなければならない。 1 国際基準に則した検査方法又は消費・安全局長がこれと同等と認める検査方法により検査された結果に基づいて作成されたものであること。 2 輸出国において、輸出しようとする水産動物がかかるおそれのある規則第 1 条の 2 に規定する輸入防疫対象疾病（以下「対象疾病」という。）の病原体に係る検査証明書を発行することを権威づけられている政府機関又は輸出国政府が適当と認める検査機関によって作成されたものであること。 3 国際基準に則した様式又は消費・安全局長が適当と認める様式で作成されたものであること。	記 <u>第 1 輸入の許可を必要とする水産動物の種苗についての考え方</u> 法第 1 3 条の 2 第 1 項の輸入の許可を必要とする水産動物の種苗は、輸入後、国内の沿岸海域、河川、湖沼等の公共の用に供する水面及び公共の用に供しない水面であって公共の用に供する水面と連接して一体をなす水面（以下「公共の用に供する水面等」という。）に放流し、又は持ち込み飼育することとなる増殖又は養殖用の水産動物の種苗としている。 規則第 1 条の 2 で規定する水産動物の種苗（以下「指定種苗」という。）と同じ種類の種苗であっても、観賞用のものは、通常、観賞魚店等の水槽等に搬入され、家庭の水槽又は池において飼育され、公共の用に供する水面等へ搬入することは考えにくく、伝染性疾病による汚染が広がるおそれがないため、許可を必要としないこととされたものである。 また、試験研究目的で輸入される指定種苗と同じ種類の種苗についても、増養殖の実用化のための試験研究等に用いることを目的とし、輸入後公共の用に供する水面等に持ち込むものでない限り、許可を必要としないこととする。 <u>第 2 検査証明書に関する事項</u> 法第 1 3 条の 2 第 2 項の輸入許可申請の際に、申請書に添付することを義務付けられた輸出国の政府機関が発行する検査証明書は、以下の基準を満たしていなければならない。 1 国際基準に則した検査方法及び水産庁長官がこれと同等と認める検査方法により検査された結果に基づいて作成されたものであること 2 当該輸出国において規則第 1 条の 4 で指定する伝染性疾病の病原体に係る検査証明書を発行することを権威づけられている政府機関又は輸出国政府が適当と認める検査機関によって作成されたものであること 3 国際基準に則した様式又は水産庁長官が適当と認める様式で作成されたものであること

こと。

4 必要事項について、日本語又は英語により記載がなされているものであること。

第2 輸入の許可の申請手続に関する事項

法第13条の2第2項に基づく輸入許可の申請をする者は、我が国に仕向けられた船舶又は航空機に、水産動物及びその容器包装（以下「水産動物等」という。）を積み込む日（搭載日）の5日（その期間中に行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条の行政機関の休日が含まれる場合には、当該行政機関の休日は算入しない。）前までに、消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室（以下「水産安全室」という。）に関係書類を提出するものとする。

第3 検査証明書の水産動物等への添付に関する事項

法13条の2の規定に基づき水産動物等の輸入を行う者は、輸入通関手続の際の混乱を避けるため、当該水産動物等の荷送人に対し、法第13条の2第2項の検査証明書の写しを輸出する水産動物等に添付又は同封させることとする。

第4 輸入の許可に当たっての命令に関する事項

以下の条件のいずれかに該当する場合、法第13条の3第1項の規定に基づき、農林水産大臣から輸入の許可に当たっての命令等が発せられる。

1 添付された検査証明書が、第1に掲げる基準を満たすと認められない場合

2 対象疾病の発生が確認されている国からの輸入である場合、当該国と水系でつながっている周辺国から水産動物等を輸入する場合等であって、対象疾病にかかっているおそれがないと認められないとき

3 その他許可に当たっての命令等が必要であると農林水産大臣が認める場合

命令を受けた者は、直ちに、許可に係る水産動物を他の水産動物と区別して管理する場所の住所、電話番号その他の連絡先及び管理施設の設備について、水産安全室に文書又は口頭で報告するものとする。

命令を受けた者は、規則第1条の5に規定する管理期間中は、規則第1条の6に規定する方法に従い、命令を履行するとともに、対象疾病の発病水温にて管理されることが必要であり、管理期間終了後に管理状況及び水産動物の状況について、水産安全室へ文書で報告するものとする。

また、管理期間中に、当該水産動物に通常と異なるへい死等対象疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときには、法第13条の3第2項の規定に基づく、農林水産

と

4 日本語又は英語で記載されているものであること

第3 輸入の許可の申請手続に関する事項

法第13条の2第2項に基づく輸入許可の申請をする者は、輸出国において指定種苗及びその容器包装を我が国に仕向けられた船舶又は航空機に積み込む日（とう載日）の5日前までに農林水産大臣（水産庁長官）に関係書類を持参又は郵送により提出するものとする。

第4 検査証明書の水産動物の種苗等への添付に関する事項

法13条の2の規定に基づき指定種苗及びその容器包装の輸入を行う者は、輸入通関手続の際の混乱を避けるため、当該指定種苗及びその容器包装の荷送人に対し、法13条の2第2項の検査証明書の写しを輸出する指定種苗の容器包装に添付又は同封させることとする。

大臣の検査を受けなければならないことから、規則第1条の7の規定に基づき、水産安全室に届け出るものとする。

第5 輸入の許可を要する水産動物の種苗以外の水産動物の種苗の輸入に関する事項

輸入の許可を要する水産動物の種苗以外の水産動物の種苗を輸入しようとする者は、「輸入魚類の病原体検査の実施について」（昭和57年12月24日付け水産庁長官通知）に則り、引き続き、健全な水産動物の種苗の輸入に努めるものとする。

（削る。）

第6 病原体の輸入に関する事項

水産動物の種苗の伝染性疾患の病原体を輸入する者は、その取扱いに十分注意するとともに、当該病原体を輸入する旨を消費・安全局長に通知するものとする。

第5 指定種苗以外の水産動物の種苗の輸入に関する事項

指定種苗以外の水産動物の種苗を輸入しようとする者は、「輸入魚類の病原体検査の実施について」（昭和57年12月24日付け水産庁長官通知）に則り、引き続き、健全な水産動物の種苗の輸入に努めるものとする。

第6 輸入水産動物の種苗を輸入する場合の対応に関する事項

指定種苗及びその他の水産動物の種苗を輸入した者並びにこれらを輸入した者から購入した者は、当該水産動物の種苗を養殖池又は養殖場に搬入した後、当分の間は他の養殖池又は養殖場への移動を避け、当該水産動物の種苗の健康状態の把握に努めるものとする。

また、万一、当該水産動物の種苗に通常と異なるへい死が確認された場合には、遅滞なく当該養殖池又は養殖場が所在する都道府県の水産試験場の魚類防疫担当官に連絡し、その指導に従うこととする。

第7 病原体の輸入に関する事項

水産動物の種苗の伝染性疾患の病原体を輸入する者は、その取扱いに十分注意するとともに、当該病原体を輸入する旨を水産庁長官に通知するものとする。